

**山形県議会**  
**政治倫理向上対策検討委員会報告書**

令和4年3月8日

**山形県議会政治倫理向上対策検討委員会**

## 目 次

I	はじめに	1
II	政治倫理向上対策検討委員会の経過	2
III	政治倫理向上対策検討委員会における検討結果	3
1	定期的な研修会の開催について	3
2	県議会としての意思表示について	4
3	政務活動費に関する行為規範規定の追加について	6
(参考資料)		
資料 1	政治倫理向上対策検討委員会研修会資料	8
資料 2	政治倫理の向上に向けたアンケート結果	10
資料 3	政治倫理向上対策検討委員会設置要綱	13
資料 4	政治倫理向上対策検討委員会委員名簿	14

# I はじめに

本県議会では、平成28年に政務活動費の不正受給事案が発生し、これを契機に政務活動費制度のより一層の適正化等に取り組み、県民の信頼回復に努めてきた。このような中、昨年11月に再び政務活動費の不正受給事案が発覚した。

本県議会ではこのことを重く受け止め、議員の政治倫理向上と県民の信頼回復に向けた取組みを検討することを目的に、7人の委員からなる「山形県議会政治倫理向上対策検討委員会」を設置し、その際、坂本貴美雄議長からは、議員の政治倫理の向上対策についてスピード感をもって検討するよう要請された。

これを受け、本委員会では、他都道府県議会における不祥事の実態と対策事例等を調査・検証し、議員の倫理意識の向上に向け、どのように取り組んでいくべきか協議してきた。同年12月には、最初の取組みとして政治倫理に関する研修会を開催し、併せて全議員を対象にアンケート調査を実施し、一人ひとりの議員の声に耳を傾け、政治倫理向上対策について協議を重ねてきた。この度、委員会としての調査・検討が終了したことから、報告書を取りまとめた。

今後、このような事案を二度と繰り返すことがないよう、山形県議会議員一人ひとりがこの報告書の内容を尊重し、倫理意識の向上に努め、県政発展に向けて真摯に議員活動を展開していくことを切に希望するものである。

山形県議会政治倫理向上対策検討委員会委員長

金 澤 忠 一

## Ⅱ 政治倫理向上対策検討委員会の経過

	開催年月日	協議内容
第1回	令和3年 11月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正副委員長の互選</li> <li>・ 今後の進め方について</li> </ul>
第2回	令和3年 12月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会の開催について</li> <li>・ 今後の取組みの方向性について</li> </ul>
研修会	令和3年 12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「政治倫理の考え方について」 講師 都道府県議会制度研究会委員 元 全国都道府県議会議長会事務局次長 内田一夫氏</li> <li>・ 「政治倫理の向上に向けたアンケート」実施</li> </ul>
第3回	令和4年 1月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本県議会及び全国の地方議会における主な不祥事例等について</li> <li>・ 山形県議会における政治倫理に関する規程</li> <li>・ 「政治倫理の向上に向けたアンケート」結果について</li> <li>・ 今後の取組みについて</li> </ul>
第4回	令和4年 2月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会としての意思表示（案）について</li> <li>・ 山形県議会における政治倫理に関する規程の改正（案）について</li> <li>・ 検討結果報告書（骨子案）について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> </ul>
第5回	令和4年 3月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治倫理の向上に向けた宣言（案）について</li> <li>・ 山形県議会議員政治倫理要綱の一部改正（案）について</li> <li>・ 検討結果報告書（案）について</li> </ul>

### Ⅲ 政治倫理向上対策検討委員会における検討結果

以下の3項目について実施していくべきである。

#### 1 定期的な研修会の開催について

委員会の最初の取組みとして、令和3年12月17日に「政治倫理の考え方について」と題し、都道府県議会制度研究会委員で元 全国都道府県議会議長会事務局次長 内田一夫氏を講師に迎え、全議員を対象とした研修会を開催した。

研修会後に実施した全議員を対象としたアンケートからは、「倫理全般について再認識する機会となった」「議員全員が倫理意識について共通認識を持てた」「当たり前なことでも定期的に行うことが必要」等研修会に対して好意的な意見が多く、定期的な開催を希望する意見が90%に上った。

また、研修内容については、政治倫理に限らず「政務活動費の実務」や「SNSやハラスメント」など幅広い希望があった。さらに、一般選挙後に新議員に対して政治倫理や政務活動費について理解と自覚を促すことも重要とされた。

以上のことから、改選を契機とするなど、定期的に行う研修会を開催していくことが必要である。

加えて、議員アンケートからは、政治倫理要綱改正当時には顕在化していなかったSNSへの適切な対応やハラスメントにならないような配慮が必要との意見があった。

これらを踏まえ、委員会で協議した結果、SNSやハラスメント等

が包含する内容は幅広く、議員活動においてどのような事態が想定されるか十分な議論が必要であるとの結論に達した。

SNSやハラスメント等については、今後、開催が検討される研修会のテーマの一つとして想定されるものである。

## 2 県議会としての意思表示について

この度の事案は、県民から厳しい目が注がれており、議員個人の不幸事としてとどめることなく、県議会全体として重く受け止め、襟を正していく必要がある。

県議会議員一人ひとりが公選職としての自覚と矜持を持ち、政治倫理のさらなる向上に努め、全力で議員の職務を遂行することにより県民からの信頼回復に努めていかなければならない。

議員アンケートにおいても「議員の総意とする宣言等を表明することが必要」との意見が多数あったこと等から、県民に見える形でこれを伝えていく必要があるとの合意に至った。

以上のことから、議員の政治倫理の向上を図り、県民の信頼回復に向け、議会として宣言を行うべきである。

ここに、本委員会としての案を起草する。

## 政治倫理の向上に向けた宣言

県議会は県民の信頼の上に成り立つものであり、県民の負託を受けた議員は高い倫理観と使命感を持ち、公的にも私的にも自らを厳しく律し行動しなければならない。

しかしながら、この度、本県議会議員による長年にわたる政務活動費の不正受給が明らかになった。これは、県民の信頼を損なう行為であり、決して許されるものではない。

このことを受け、我々山形県議会議員一人一人は、改めて公選職としての自覚と矜持を持ち、更に政治倫理の向上に努め、常に真摯に県民の負託と信頼に応え、全力で職務を遂行することにより、県政発展に尽くすことを固く誓うものである。

以上、決議する。

### 3 政務活動費に関する行為規範規定の追加について

議員の行為規範については、「山形県議会議員政治倫理要綱」に規定されているが、ここに政務活動費に関する個別の規定は特段設けられていない。

しかしながら、今回の事案を受け、政務活動費の適正な使用等について、改めて議員の行為規範として位置付け、「山形県政務活動費の交付に関する条例」等の規定を踏まえ、明文化すべきである。

以上のことから、「山形県議会議員政治倫理要綱」に議員の行為規範として、政務活動費の適正使用と用途の明確化を規定すべきである。

このため、委員会としての改正案を示す。

## 山形県議会議員政治倫理要綱改正後の案

### (行為規範)

第三 議員は、公職選挙法、政治資金規正法等の政治活動に関する諸規定を厳守するとともに、次の各号に定める事項を遵守して行動しなければならない。

一 議員は、県民全体の利益の実現を目的として行動する。

二 議員は、地方自治の本旨並びに山形県議会会議規則に則り、議員としての責務を全うする。

三 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と識見を養う。

四 議員は、公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、県民の支持と信頼を培う。

五 議員は、特定の利益を擁護することにより公共の利益を損なうことがあってはならない。

六 県の建設工事受注企業又は県の補助金等の交付団体の役員に就任している議員は、その地位を利用して当該企業又は団体の利益を擁護することがあってはならない。

七 議員は、政務活動費を適正に使用するとともに、その用途を明確にする。

八 議員は、政治倫理に関し、政治的、道義的批判を受けたときは、真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にする。



# 参 考 资 料



## 1 政治倫理向上対策検討委員会研修会の概要

議員一人ひとりがより高い規範意識を持ち、倫理意識を更に向上させるため、有識者による全議員を対象にした研修会を開催した。

- 日 時 令和3年12月17日（金）午後2時～3時
- 場 所 予算特別委員会室
- 講 師 都道府県議会制度研究会委員  
元 全国都道府県議会議長会事務局次長  
内田 一夫 氏
- 講演テーマ 「政治倫理の考え方について」

※9頁に当日資料の目次を掲載



講師 内田 一夫 氏



研修会の様子

# 政治倫理の考え方について

## 目 次

- 1 議員のコンプライアンス
- 2 政治倫理
  - (1) 政治倫理とは
  - (2) 政治倫理の対象
  - (3) 政治倫理条例の意義
- 3 ハラスメントの防止
  - (1) 議員のハラスメントの実態
  - (2) 政治分野男女共同参画推進法によるセクハラ等の禁止
  - (3) ハラスメントに対する考え方
  - (4) 議員に関するハラスメント対応の課題
  - (5) ハラスメントについての規定例
  - (6) 議員に対するハラスメント
- 4 ソーシャルメディアポリシー
  - (1) ソーシャルメディアとSNS
  - (2) SNSの長所と短所
  - (3) SNSを議員活動に活用するメリット
  - (4) SNS を利用する際の注意点
  - (5) やってはいけないことの具体例
  - (6) SNSをめぐる問題事例
  - (7) SNSの適正活用のためのルール作り
- 5 政務活動費の実務
  - (1) 政務活動費交付の目的
  - (2) 政務活動費の活用
  - (3) 政務活動費の基本的考え方
  - (4) 政務活動費の使途についての留意事項
  - (5) 留意すべき点について裁判例から学ぶ
  - (6) 議長の調査を始めとする内部監査体制の整備

## 政治倫理の向上に向けたアンケート〈集計結果〉

○実施期間 12月17日～12月21日

○回答数 39/39議員

## I 研修会について

## 1 研修会を受けた感想

	回答数	割合
① 有意義	34	87%
② どちらともいえない	5	13%
③ 有意義とは言えない	0	—

## ＜自由意見（主なもの）＞

- 政治活動の規範意識の持ち方、社会環境が著しく変化していく中で、県民から負託を受けている議員として、再度一人の人間として、倫理観をさらに向上させていくために大変有意義だった。
- 政治家としての倫理全般について再認識する機会となった。
- 長年にわたり県議会のあるべき姿を研究してきた内田さんを講師にしたことがとても良かった。政治倫理とハラスメント防止、政務活動費の意義を改めて理解することができた。
- 多岐にわたる内容を、実例を踏まえながらわかりやすく説明され勉強になった。特に、注意して活用していく必要があるSNSについても参考になった。
- SNSやパワハラの問題等、特に男女共同参画について、テーマに取り上げられて良かった。議会の役割、機能の基本と政務活動費の成り立ちについて関わった方から聞いたのはよかった。
- 前半は、政活費の経過を述べただけであり、後半の実例（使用・活用方法）を具体的に示してほしかった。

## 2 今後こうした研修会は必要だと思いますか

	回答数	割合
① 必要	35	90%
② どちらともいえない	4	10%
③ 不要	0	—

### <自由意見（主なもの）>

- 1期1回は必要。初年度や（議員を1年経験した）2年目等に開催する。
- 2年1回位。政治倫理の向上や政務活動費の運用と社会情勢の動向について等。
- 当たり前のことでも定期的で開催することが必要。
- 議員として互いに共通認識をもって自己研鑽に努めることが必要であり、県民との信頼関係をさらに保つことから引続き開催を求める。
- 問題や疑義が出た場合に臨時的に開催する研修会と定例的に行う研修会と両方あってよい。定例的研修は他自治体で問題になった事例を「べからず集」的に研修するのも一法。
- 政務活動費に否定的な考え方を持つ学者の講演等。
- 議会、議員のあるべき姿を研究している人の講演。
- 政務活動費に関する判例、全国的な課題、実務等。
- SNSやハラスメント意識は時間とともに変化していくため、時々適合した考え方を更新していく必要がある。
- 議会活性化機能強化や全国の変化、傾向、取組み状況等。

## Ⅱ 政治倫理の向上に向けた取組みについて

### 1 日頃、政治倫理について心がけていることは何ですか。

#### <自由意見（主なもの）>

- 公人としてプライバシーがないくらいの心がけをもって情報公開を徹底するよう考えている。
- 24時間議員として自覚する。
- SNS上での書き込みには意識的に注意している。
- 議会基本条例（8条）の遵守。
- 住民より選挙で選ばれた公人であることを忘れずに己を律して行動しなければならない。
- ①真実かどうか。②皆に公平か ③皆のためになるか、を念頭に公人としての自覚をもって活動・行動するように心がけている。
- 議員としての責務の重さを日々自覚し、自らの行動の一つ一つがそれに適ったものとなっているか注意して生活している。
- 自分の行動にはしっかりと責任を持ち、県民の代表として恥じぬよう、そして模範となる活動を心がけている。
- 日々、選挙で議席をいただいたことを思い出すよう心掛けています。定期的な県政報告の発行や県政報告の場を作り県民を身近に感じるよう努めている。

2 政治倫理の向上について、議会として組織でどのようなことに取り組んでいくべきですか。

(複数回答可)

	回答数
① 意思表示（宣言、決議等）	22
② 規定の見直し	12
③ その他	12
④ 取組みは不要	0

<自由意見（主なもの）>

①意思表示（宣言・決議等）について

- 議員の総意とする宣言、または、決議文をもって表明することが必要。（多数）
- 就任当初の署名。

②規定の見直しについて

- ハラスメントの規定等を含める。
- 平成 15 年は顕在化しなかった「ハラスメント」「ソーシャルメディアポリシー」に関して要綱（行為規範）に加え、時代の要請に合わせる。
- 見直しというよりは、規定を時代に合わせ追加する。例えば「公選職としての自覚のもと議会が作成した政務活動費の手引きを遵守する」等の文言を行為規範に入れてもよいと思う。

③その他について

- 個人個人の倫理観を持った行動を日ごろから実践することが大事。
- 県民からの信頼回復に向けあらゆる手立てを尽くすべき。
- 県議会全体で奉仕活動、社会貢献活動などを行い、規範意識の醸成、倫理向上を図る。

## 山形県議会政治倫理向上対策検討委員会設置要綱

### (目的)

第1条 議員の政治倫理の向上を図り県民の信頼を回復するため、本県議会内に山形県議会政治倫理向上対策検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 山形県議会議員政治倫理要綱第9に定める研修等に関する事。
- (2) その他、県議会議員の政治倫理の向上等の取組みに関する事。

### (構成)

第3条 委員会は、議長が指名する議員7人をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委員会が検討を終了するまでとする。

### (会議)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員会において互選する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

### (報告)

第5条 委員長は、検討結果を議長に報告するものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において協議して決定する。

附 則 この要綱は、令和3年11月29日から施行する。

山形県議会政治倫理向上対策検討委員会委員名簿

令和3年11月29日（議席順による）

委員長 金澤 忠一

副委員長 高橋 啓介

委員 吉村 和武

委員 森谷 仙一郎

委員 小野 幸作

委員 舩山 現人

委員 田澤 伸一